

2019年5月10日国際問題研究所主催講演会

「東アジアにおける近代民法の継受と伝播

—満州民法の位相に関する考察—

開催報告

2019年5月10日（金）に、李哲松氏（建国大学法学専門大学院碩座教授）による講演会「東アジアにおける近代民法の継受と伝播—満州民法の位相に関する考察—」を開催しました。

李先生は、満州国の成立をはじめ、日本・韓国・中国民法の時系列的相関性や満州民法の法制史について講演されました。満州民法の成立過程におけるドイツ民法の影響、日本民法との関連や、韓国民法における影響にも触れられ、多角的視点から東アジア諸国の民法の形成過程について話をされました。当日の司会等は本学法学部の吉垣実教授（民事訴訟法）が担当し、講演内容について、研究者の立場から、大川四郎教授（法制史）および溝渕将章助教（民法）が、つぎに、実務家の立場から、吉野孝義氏（元大阪地裁所長、大阪大学法科大学院客員教授、弁護士）がコメントされました。溝渕助教は「満州国民法は、例えば物権変動に形式主義が採用されている点のように、その起案に参加した当時の日本人が、解釈論という縛りをはなれて立法論として何が望ましいと考えていたかを知る、よい手がかりになるのではないかと述べました。最後に、国際問題研究所運営委員の加納寛教授（本学国際コミュニケーション学部教授）が本講演会の意義を述べ、閉会となりました、当日は、学外から多くの教員や学生が参加され、大変充実した講演会となりました。

